証券コード　7538
平成30年６月４日

株　主　各　位

大阪市福島区野田一丁目１番86号
大阪市中央卸売市場内
株式会社　大　　水
代表取締役社長執行役員　真　部　誠　司

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後４時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月22日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市福島区野田二丁目13番９号
　　大水野田ビル３階　当社会議室

３．目的事項
　報告事項
　　１．第83期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第83期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　　第１号議案　取締役９名選任の件
　　第２号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.daisui.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	真部誠司（まなべせいじ） (昭和22年５月５日生)	昭和45年４月　日本水産株式会社入社 平成17年６月　同社取締役大阪支社長 平成17年６月　当社監査役 平成21年６月　当社代表取締役社長執行役員(現任)	20,000株
2	山橋英一郎（やまはしえいいちろう） (昭和31年11月23日生)	昭和55年４月　日本水産株式会社入社 平成21年６月　同社執行役員業務用食品部長 平成23年３月　同社執行役員食品事業副執行、業務用食品部長 平成28年５月　株式会社京都興産取締役（現任） 平成28年６月　当社取締役常務執行役員（現任）	10,000株
3	湯上信元（ゆがみのぶもと） (昭和34年８月27日生)	昭和58年４月　日本水産株式会社入社 平成18年３月　同社関西水産営業部長 平成21年６月　当社執行役員営業本部長補佐 平成22年４月　当社常務執行役員営業本部長 平成25年１月　株式会社大分水産取締役（現任） 平成25年６月　当社取締役執行役員営業本部長 平成27年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	10,000株
4	重光誠（しげみつまこと） (昭和30年１月23日生)	昭和52年４月　日本水産株式会社入社 平成22年３月　同社監査室長 平成26年６月　当社執行役員管理本部副本部長兼総務広報部長 平成28年６月　当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼総務広報部長（現任）	10,000株
5	中野隆雄（なかのたかお） (昭和28年６月13日生)	昭和51年４月　当社入社 平成16年７月　当社東部支社塩干部長 平成19年６月　当社執行役員東部支社長 平成22年４月　当社執行役員神戸支社長 平成26年４月　当社執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長 平成28年６月　当社取締役上席執行役員神戸支社長兼神戸東部支社長（現任）	34,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	児島（こじま） 實（みのる） (昭和30年12月15日生)	昭和49年４月　京都魚市場株式会社入社 平成24年４月　当社大阪本場支社鮮魚１部長 平成27年６月　当社執行役員大阪本場支社鮮魚部門統括兼鮮魚１部長 平成28年６月　当社上席執行役員大阪本場支社長代行兼鮮魚１部長 平成29年４月　当社上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚１部長 平成29年６月　当社取締役上席執行役員大阪本場支社長兼鮮魚１部長（現任）	10,400株
7	片野（かたの） 博雄（ひろお） (昭和28年１月８日生)	昭和50年４月　当社入社 平成17年７月　当社経理部長代理 平成20年６月　当社取締役経理部長 平成21年６月　当社執行役員内部監査室長 平成26年４月　当社執行役員経理部長 平成26年５月　大阪東部冷蔵株式会社監査役（現任） 平成29年５月　丸魚食品株式会社監査役（現任） 平成29年６月　当社上席執行役員管理本部副本部長兼経理部長（現任）	50,000株
8	松葉（まつば） 知幸（ともゆき） (昭和26年３月10日生)	昭和53年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 昭和56年４月　松葉法律事務所設立（現任） 平成14年４月　大阪弁護士会副会長 平成15年７月　特定非営利活動法人消費者ネット関西理事 平成16年４月　日本弁護士連合会代議員 平成20年４月　近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会委員長 平成21年４月　大阪弁護士会司法改革推進本部本部長代行 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　日本弁護士連合会常務理事 平成24年６月　特定非営利活動法人消費者ネット関西理事長（現任） 平成27年４月　大阪弁護士会会長 平成27年４月　日本弁護士連合会副会長	－株
9	新藤（しんどう） 哲也（てつや） (昭和33年７月12日生)	昭和57年４月　日本水産株式会社入社 平成17年６月　同社家庭用食品部長 平成21年３月　同社広域営業本部首都圏家庭用営業部長 平成24年３月　同社広域営業本部広域営業部長 平成27年６月　同社執行役員大阪支社長（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	－株

（注）１．各氏を取締役候補者とした理由は、下記のとおりです。

（１）真部誠司氏は、水産業界における豊富な経験を有し、また平成21年６月に当社代表取締役社長執行役員に就任してからは経営再建に尽力してきました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。

（２）山橋英一郎氏は、水産業界において主に営業部門に長年従事し、その豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。

（３）湯上信元氏は、水産業界において主に営業部門に長年従事し、当社の営業本部長として当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
（４）重光誠氏は、水産業界において長年従事し、当社の管理本部副本部長として当社の発展に貢献してまいりました。豊富な経験と専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
（５）中野隆雄氏は、当社において長年勤務し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
（６）児島實氏は、当社において長年勤務し、営業部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と営業面での専門性を活かし、引き続き当社の発展に寄与できるものとして、取締役候補者といたしました。
（７）片野博雄氏は、当社において長年勤務し、管理部門を中心に当社の発展に貢献してまいりました。当社における豊富な経験と専門性を活かし、当社の発展に貢献できるものとして、取締役候補者といたしました。
（８）松葉知幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社法及びコーポレートガバナンス・コードの期待する取締役会の経営監督機能をさらに強化できるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。
（９）新藤哲也氏は、社外取締役候補者であります。同氏は水産業界での豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対するご意見やご指導が当社の発展に寄与できるものと期待したため、社外取締役候補者といたしました。

２．新藤哲也氏は、日本水産株式会社の執行役員大阪支社長を兼務しております。当社は同社との間に商品の仕入れ等の取引があります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．松葉知幸氏及び新藤哲也氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松葉知幸氏が９年、新藤哲也氏が２年となります。

４．松葉知幸氏及び新藤哲也氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第23条第２項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

５．当社は、松葉知幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

６．片野博雄氏は、新任の候補者であります。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
土井　章司 （昭和29年３月９日生）	昭和51年４月　京都魚市場株式会社入社 平成15年７月　当社京都支社管理グループ部長代理 平成22年４月　当社京都支社管理グループ長 平成28年６月　当社内部監査室長（現任）	1,013株

（注）１．土井章司氏を補欠監査役候補者とした理由は、監査役に就任した場合には、当社において主に管理部門に長年従事した豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映できるものとして、補欠監査役候補者といたしました。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．土井章司氏が監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条第２項の規定により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

４．土井章司氏の所有する当社の株式の数には、平成30年３月31日現在の従業員持株会の持分を含んでおります。

５．平成28年６月23日開催の第81回定時株主総会において補欠監査役に選任された片野博雄氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がございました。

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役成瀬順氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
成瀬　順	平成22年６月　当社取締役（現任）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市福島区野田二丁目13番９号
大水野田ビル３階　当社会議室



最寄駅　■ＪＲ大阪環状線　野田駅下車　徒歩約10分
■地下鉄千日前線　玉川駅下車　徒歩約10分

VEGETABLE OIL INK

第 83 期 報 告 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

事 業 報 告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本
会計監査人の監査報告書　謄本
監査役会の監査報告書　謄本

株式会社　大　　水

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外政治の先行きに不透明感があるものの、海外景気に牽引される形で輸出は持ち直しが続いており、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向となったことに伴い個人消費にも緩やかながら回復の動きが見られました。

当水産流通業界におきましては、水産物の輸出は増加傾向となりましたが、天候不順等により漁獲量が減少した影響や国際的な水産物需要の増加等に伴う仕入価格の上昇の影響も受け荷動きは低調に推移するなど厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、安全・安心な水産物を安定供給するという社会的使命を果たすべく、産地出荷者とのネットワークの強化や海外との取引強化等に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高1,300億60百万円（前期比0.2％減）、営業利益３億24百万円（前期比11.3％減）、経常利益は４億48百万円（前期比19.4％減）となりました。また、特別損益に債務免除益65百万円、減損損失29百万円を計上し、税金費用として１億19百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は３億65百万円（前期比18.7％減）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

【水産物販売事業】

水産物販売事業は、天候不順等による不安定な漁獲状況や輸入品・養殖物の価格の高止まりなどの影響により国内の販売が伸び悩み、国外への販売は堅調に推移したものの、売上高は1,298億78百万円（前期比0.2％減）となりました。利益面では粗利率が改善し売上総利益は68億63百万円（前期比0.2％増）となりましたが、販売費が増加したこと等により、営業利益は５億３百万円（前期比3.7％減）となりました。

【冷蔵倉庫等事業】

冷蔵倉庫等事業は、売上高は２億44百万円（前期比1.0％増）となりましたが､利益面では売上原価の増加により営業利益は２百万円(前期比15.4％減）となりました。

こうしたなか、当社グループは内部管理体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築し、取引先との連携強化に努めることで、良質な商品の集荷販売と適正利益の確保等に取り組んでまいります。

セグメントの概況

（単位：百万円）

事業セグメント	売上高	営業利益
水産物販売事業	129,878	503
冷蔵倉庫等事業	244	2
計	130,123	505
調整額	（注1）△62	（注2）△180
合計	130,060	324

（注）１．売上高の調整額はセグメント間の内部売上高であります。
２．営業利益の調整額は各セグメントに配分していない全社費用であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達については特記すべき事項はありません。

なお、当社は日本水産株式会社の子会社である株式会社ニッスイ・ジーネットとの間で、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）基本契約を締結しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

1-3. 直前三事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	平成26年度 第 80 期	平成27年度 第 81 期	平成28年度 第 82 期	平成29年度 第83期(当期)
売上高	133,313	136,461	130,290	130,060
経常利益	507	577	555	448
親会社株主に帰属する当期純利益	507	623	449	365
１株当たり当期純利益	36円96銭	45円43銭	32円78銭	26円64銭
純資産	5,417	5,704	6,345	6,815
総資産	19,817	19,647	20,311	21,776
１株当たり純資産額	394円69銭	415円64銭	462円36銭	496円61銭

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループは、内部管理体制の一層の強化を図るとともに、安定した収益基盤の構築、安定配当に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

①ガバナンス体制の強化及びリスク管理の徹底

当社では、取締役会の下に執行役員を構成員としてリスクマネジメント会議をはじめとする会議体を設け、当社に内在するリスクやコンプライアンス推進上の課題を抽出して可視化し、そのひとつひとつに具体的対策を講じてまいりました。これらを引き続き確実に実施、運用し、ガバナンス体制の強化及びリスク管理の徹底に努めてまいります。

②安定した収益基盤の確保

卸売市場経由率の低下が続くと予想されるなか、京阪神を中心とするネットワークを活かして安定した収益基盤を固めると同時に、営業本部の機能を強化し、海外を含む新たな販売先の確保、商品開発にも取り組んでまいります。

ⅰ）支社間及びグループ会社間のシナジー効果を発揮する。
ⅱ）顧客ニーズにマッチした商品提案、商品開発を行う。
ⅲ）全社統合システムに集積されたデータを分析し活用する。
ⅳ）在庫管理を徹底するとともに、物流費等のコストダウンを推進する。
ⅴ）水産物の輸出拡大に向けた施策を実施する。

③人員確保と人材教育の実施

以下のとおり人事政策の充実に取り組み、人材を効率的に機能させることにより、社内体制の整備、営業機能の強化に取り組んでまいります。

ⅰ）新卒採用、中途採用を通じて優秀な人材の確保に努める。
ⅱ）若手社員の育成と、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。
ⅲ）働き方を見直し、生産性を高める。
ⅳ）女性社員の活躍の幅を広げる等、人材の多様性（ダイバーシティ）の向上を図る。
ⅴ）社員が働きやすい環境の構築を目指す。

④財務体質の強化と資産の有効活用

資金調達に際して長期・短期のバランスに配慮し、財務の安定化を図るとともに急激な金利上昇リスクの回避に努めてまいります。また、安定収益を確保するため、資産の有効活用に取り組んでまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント　（平成30年３月31日現在）

事　　業	事　　業　　内　　容
水産物販売事業	中央卸売市場を主要拠点として水産物等の販売事業を行っております。
冷蔵倉庫等事業	水産物の物流拠点として冷蔵倉庫事業を行っております。

1-6. 主要な営業所及び使用人の状況

（1）企業集団の主要拠点等　（平成30年３月31日現在）

会　　社　　名	営　　業　　所　　名	所　　在　　地
当　　社	本社・大阪本場支社	大阪市福島区
	東部支社	大阪市東住吉区
	北部支社	大阪府茨木市
	京都支社	京都市下京区
	神戸支社	神戸市兵庫区
	神戸支社明石営業部	兵庫県明石市
	神戸東部支社	神戸市東灘区
株式会社京都興産	本社	大阪市北区
丸魚食品株式会社	本社	京都市南区
株式会社大分水産	本社	大分県大分市
大阪東部冷蔵株式会社	本社・物流センター	大阪市東住吉区

（2）使用人の状況　（平成30年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事　業　種　類	使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
水産物販売事業	409名（153名）	－　（２名減）
冷蔵倉庫等事業	15名（ 10名）	1名減（４名増）
全社（共通）	5名（ － ）	－　（ － ）
合　　計	429名（163名）	1名減（２名増）

（注）１．使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
333名（134名）	7名減（3名減）	46.0歳	21.8年

（注）使用人数は、就業員数であり、パートタイマーは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-7. 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
	%	
株式会社京都興産	100.0	水産物販売事業
丸魚食品株式会社	100.0	水産物販売事業
株式会社大分水産	100.0	水産物販売事業
大阪東部冷蔵株式会社	100.0	冷蔵倉庫事業

1-8. 主要な借入先及び借入額　（平成30年３月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
農林中央金庫	1,032
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	750
三井住友信託銀行株式会社	350
株式会社三井住友銀行	300
株式会社ニッスイ・ジーネット	200

（注）借入残高には、当社が発行した社債の引受残高が含まれております。

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策に関する基本方針は、業績が消費動向に大きく影響される特質を踏まえたうえで、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのために内部留保の充実を図り、株主の皆様に安定した配当を継続的に行うこととしております。

当期につきましては、上記方針に基づき期末配当について１株当たり５円とすることを取締役会で決議いたします。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項　（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　47,800,000株

(2) 発行済株式の総数　13,774,819株

(3) 株主数　2,813名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本水産株式会社	4,303	31.35
株式会社極洋	1,180	8.60
農林中央金庫	694	5.05
大水従業員持株会	548	3.99
株式会社ベニレイ	497	3.62
ニチモウ株式会社	450	3.27
中部水産株式会社	259	1.88
木村明子	227	1.65
寶船冷蔵株式会社	225	1.64
利州株式会社	215	1.56

（注）１．持株比率は自己株式（49,870株）を控除して計算しております。

２．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

4-1．会社役員の状況　（平成30年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　　当	重 要 な 兼 職 の 状 況
真　部　誠　司	代表取締役 社長執行役員		
成　瀬　　順	取　締　役 専務執行役員	管理本部長	
湯　上　信　元	取　締　役 常務執行役員	営業本部長	株式会社大分水産　取締役
山　橋　英一郎	取　締　役 常務執行役員		株式会社京都興産　取締役
中　野　隆　雄	取　締　役 上席執行役員	神戸支社長兼 神戸東部支社長	
重　光　　誠	取　締　役 上席執行役員	管理本部副本部長 兼総務広報部長	
児　島　　實	取　締　役 上席執行役員	大阪本場支社長 兼鮮魚１部長	
松　葉　知　幸	取　締　役		弁護士（松葉法律事務所）
新　藤　哲　也	取　締　役		日本水産株式会社　執行役員大阪支社長
内　山　和　彦	常勤監査役		
百　々　季　仁	監　査　役		公認会計士 株式会社エースアドバイザリー　代表取締役
松　尾　達　二	監　査　役		株式会社極洋　取締役大阪支社長

（注）１．取締役松葉知幸氏及び新藤哲也氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役内山和彦氏、百々季仁氏及び松尾達二氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．監査役百々季仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、取締役松葉知幸氏及び監査役百々季仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

５．株式会社京都興産及び株式会社大分水産は、当社の子会社であります。

６．当社は、日本水産株式会社及び株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
また、当社は、松葉法律事務所及び株式会社エースアドバイザリーとの間には、記載すべき特別の関係はありません。

７．監査役天利均氏は平成29年6月23日に辞任いたしました。

4-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役	9名	122百万円
監査役	4名	21百万円
計	13名	144百万円

（注）１．上記には、平成29年６月23日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．上記報酬の他、使用人兼務取締役６名に使用人分給与として101百万円支給しております。
４．取締役の報酬限度額は、昭和57年６月29日開催の第47回定時株主総会において月額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
５．監査役の報酬限度額は、昭和62年６月26日開催の第52回定時株主総会において月額４百万円以内と決議いただいております。
６．報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額24百万円（取締役７名23百万円、監査役１名１百万円）を含めております。

4-3. 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

該当事項はありません。

4-4. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4-5. 各社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	松葉知幸	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席して、必要に応じ弁護士として独立した観点から発言を行っております。
取締役	新藤哲也	当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席して、必要に応じ水産業界で培った豊富な経験・見地から発言を行っております。
監査役	内山和彦	当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、また取締役会16回のすべてに出席して、主に金融業界で培った豊富な経験・見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役	百々季仁	当事業年度開催の監査役会15回のすべてに出席し、また取締役会16回のうち15回に出席して、必要に応じ公認会計士として独立した観点から発言を行っております。
監査役	松尾達二	平成29年6月23日就任以降に開催された監査役会11回のうち9回に出席し、また取締役会13回のうち9回に出席して、必要に応じ経営者の観点から適宜発言を行っております。

4-6. 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

当該定款に基づき、当社が取締役松葉知幸氏、新藤哲也氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

①取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

②監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

4-7. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	6名	26百万円	－

（注）１．上記には、平成29年６月23日開催の第82回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名が含まれております。

２．報酬等の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額１百万円（社外監査役１名１百万円）を含めております。

4-8. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

4-9. 社外取締役を置くことが相当でない理由

該当事項はありません。

５．会計監査人に関する事項

5-1. 名称　　新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-6. 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

（注）１．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査活動に係る体制・時間配分の妥当性、また前期監査の遂行状況や報酬見積りの相当性について確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

5-7. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-8. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1．決議の内容の概要

当社は、法令及び定款、社内諸規程を遵守し、経営の健全性、透明性、収益性、成長性を確保し、永続的に企業価値を高めていく上で、内部統制システムを重要な基盤として捉え内部統制の強化と、その有効性の継続的な運用を図っていきます。

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「大水行動規範」を制定し、役職員はこれを遵守する。

②「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を制定し、その徹底を図る。

③当社法務担当部署をコンプライアンスの統括部署とし、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の諸課題を審議すると共に、法務担当部署と同委員会は連携して役職員に対する教育研修を実施する。

④役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社及び子会社に対する監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換を行い効率的な内部監査を実施する。

⑤当社及び子会社のコンプライアンスに係る内部通報及び相談窓口として、内部監査室及び社外の弁護士へのホットラインを設けると共に、役職員がコンプライアンスに係る意見を投書することができる投書箱を、当社及び子会社の全拠点に設置する。

⑥「大水行動規範」に基づき、公共の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求等を一切排除する。また、その行動指針となる、「反社会的勢力との取引排除規程」の整備を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会議事録、稟議書、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

②当該文書の管理部署である総務担当部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書を閲覧に供する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、多様なリスクを可能な限り未然に防止するものとし、危機発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制として、当社の社長及び執行役員で構成されるリスクマネジメント会議を設置し、当社及び子会社のリスクマネジメント推進に係る課題及び対応策を定期的に審議する。

②不測の事態や危機の発生時に当社及び子会社の事業継続を図るため「危機管理規程」を策定し、役職員に周知する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定期の取締役会を原則として毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来たさぬ体制を確保する。

②当社の取締役会の下に執行役員で構成された経営会議を設置して定期的に開催するものとし、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うほか、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。また社長は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各自の業務執行状況の報告を行う。

③当社の取締役会の下に執行役員及び子会社の社長で構成されたグループ経営会議を設置して定期的に開催するものとし、当社社長は執行役員及び子会社の社長にグループ経営の現状を説明するほか、子会社における諸課題を審議する。

④日常の職務の遂行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤「関係会社管理規程」を制定し、子会社の取締役の職務の執行に関する意思決定、当社への報告等に関する手続きを定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①「経営理念」「大水行動規範」を当社グループで共有し、グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。

②内部監査室による業務監査により、当社グループの業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保する。

③当社より子会社に取締役及び監査役を派遣し、法令違反、不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備する。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」において、子会社における経営上の重要事項の当社への報告を義務づける。また、グループ経営会議において、子会社社長から職務の執行状況の報告を受ける。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じその人員を確保する。

②当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令を受けないことにより、その独立性を確保する。

③当該使用人の人事評価については、監査役会の意見を尊重することにより、監査役からの指示の実効性を確保する。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

①当社の監査役への報告事項は以下のとおりとする。

ａ）取締役会及び経営会議並びにグループ経営会議で決議又は報告された事項

ｂ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ｃ）内部監査の実施状況及びその結果

ｄ）重大な法令違反等

②役職員は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

③当社及び子会社の内部通報制度の担当部署である内部監査室は、内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容について、定期的に当社の監査役に報告する。

(9) 上記（8）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役に上記（8）の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止すると共に、その旨を役職員に対する教育研修等を通じて周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

②監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務のプロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

6-2. 体制の運用状況の概要

(1) リスク管理に対する取り組み

「リスクマネジメント規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成するリスクマネジメント会議を四半期に１回開催し、同会議において、当年度のリスクマネジメント運営プログラムを決定のうえ、運営状況を評価、審議し、リスク回避策を講じました。これらの運用状況は取締役会に報告し、指導、監督を受けました。また、子会社でのリスク対策についても、年に２回、同会議に報告され、取組内容の評価を行いました。

(2) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

「経営会議規程」に基づき、社長及び執行役員をもって構成する経営会議を毎月１回開催し、業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行いました。また、社長及び執行役員に子会社社長を加えたグループ経営会議を四半期に１回開催し、子会社の業務全般に対する方針を審議し、業績レビューを行い、グループ各社の連携についても検討しました。これらの会議で審議した重要事項は取締役会に報告又は提議しました。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月１回開催し、コンプライアンスに関する事項を審議しました。コンプライアンス委員会の運営状況及びコンプライアンス上の重要事項は上記 (1) 記載のリスクマネジメント会議にも報告しました。

また、役員、執行役員及び子会社役員を対象に外部講師を招いて研修会を実施したほか、半期に１回、全従業員を対象にコンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

このほか、内部監査室及び社外の法律事務所に内部通報窓口を設けるとともに、子会社を含め各拠点に懸案事項を匿名でも投書できる投書箱を設置し、従業員が内部通報しやすい環境を整えました。この内部通報制度について、コンプライアンス研修会において制度の目的等を周知しております。さらに今期より、ハラスメント相談受付窓口となる担当者を各拠点に配置し、ハラスメント案件の把握と早期解決に努めました。

(4) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

常勤監査役は、リスクマネジメント会議、経営会議、コンプライアンス委員会、コンプライアンス研修会等の重要な会議、委員会、研修会に出席したほか、子会社を含む取締役や従業員から資料の提出を求め、聴取を行い、業務の執行状況を確認しました。

また、内部通報制度の運用状況について、内部監査室より適宜報告を受けました。その他、取締役、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、意思疎通を図りました。

７．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

８．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

９．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,883**	**流動負債**	**11,934**
現金及び預金	2,437	支払手形及び買掛金	8,281
受取手形及び売掛金	9,598	短期借入金	2,100
商品及び製品	3,309	1年内返済予定の長期借入金	166
短期貸付金	300	1年内償還予定の社債	500
未収消費税等	40	リース債務	9
繰延税金資産	92	未払金	407
その他	126	未払法人税等	54
貸倒引当金	△21	未払消費税等	17
固定資産	**5,892**	賞与引当金	143
有形固定資産	**3,008**	その他	253
建物及び構築物	761	**固定負債**	**3,025**
機械装置及び運搬具	47	長期借入金	166
器具及び備品	28	リース債務	6
土地	2,162	繰延税金負債	394
リース資産	8	再評価に係る繰延税金負債	251
無形固定資産	**170**	役員退職慰労引当金	193
ソフトウエア	135	退職給付に係る負債	1,671
電話加入権	16	その他	341
リース資産	3	**負債合計**	**14,960**
その他	14	（純資産の部）	
投資その他の資産	**2,714**	**株主資本**	**5,551**
投資有価証券	2,589	**資本金**	**2,352**
長期貸付金	280	**資本剰余金**	**497**
破産更生債権等	677	**利益剰余金**	**2,721**
固定化営業債権	829	**自己株式**	**△19**
繰延税金資産	8	**その他の包括利益累計額**	**1,264**
その他	84	**その他有価証券評価差額金**	**1,018**
貸倒引当金	△1,756	**繰延ヘッジ損益**	**14**
		土地再評価差額金	**217**
		退職給付に係る調整累計額	**13**
		純資産合計	**6,815**
資産合計	**21,776**	**負債・純資産合計**	**21,776**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		130,060
売上原価		123,163
売上総利益		6,896
販売費及び一般管理費		6,571
営業利益		324
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	61	
受取賃貸料	145	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	31	249
営業外費用		
支払利息	24	
賃貸費用	73	
その他	27	125
経常利益		448
特別利益		
固定資産売却益	1	
債務免除益	65	66
特別損失		
減損損失	29	29
税金等調整前当期純利益		485
法人税、住民税及び事業税	89	
法人税等調整額	30	119
当期純利益		365
非支配株主に帰属する当期純利益		―
親会社株主に帰属する当期純利益		365

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日残高	2,352	497	2,403	△19	5,233
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△68		△68
親会社株主に帰属する当期純利益			365		365
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			21		21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	318	△0	317
平成30年３月31日残高	2,352	497	2,721	△19	5,551

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成29年４月１日残高	914	5	238	△46	1,112	6,345
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△68
親会社株主に帰属する当期純利益						365
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						21
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	103	8	△21	60	152	152
連結会計年度中の変動額合計	103	8	△21	60	152	469
平成30年３月31日残高	1,018	14	217	13	1,264	6,815

（連結注記表）

Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

子会社は㈱京都興産、丸魚食品㈱、㈱大分水産及び大阪東部冷蔵㈱の４社であり、すべてを連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社は大阪府中央卸売市場水産物精算㈱、大分魚函サービス㈱、大分水産物精算㈱であります。

(3) 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（ともに持分に見合う額）等に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産　主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③ デリバティブ　時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法を採用しております。
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、大阪東部冷蔵㈱は建物及び構築物について定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年

	機械装置及び運搬具　　６～17年 器具及び備品　　４～20年
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
③ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(4) 退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ その他の退職給付に係る会計処理の方法　連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
また、当社の執行役員に係る退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　為替予約
ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針　主に当社の内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100％であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理の方法　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

投資有価証券　28百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,959百万円

3．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当連結会計年度末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は376百万円であります。

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,774,819	－	－	13,774,819
合計	13,774,819	－	－	13,774,819
自己株式				
普通株式（注）	49,491	379	－	49,870
合計	49,491	379	－	49,870

（注）　普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68百万円	5円	平成29年3月31日	平成29年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	68百万円	5円	平成30年3月31日	平成30年6月5日

Ⅴ　金融商品の時価に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行等からの借入により調達しております。また一時的な余資については流動性の高い金融資産を中心に運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社の販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については経理部にて四半期ごとに時価の把握を行っており、必要に応じて取締役会に報告しております。

支払手形及び買掛金はそのほとんどが短期間に決済されるものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「４.会計方針に関する事項 (5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)２．参照）。

（単位：百万円）

勘定科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,437	2,437	－
(2)受取手形及び売掛金 貸倒引当金	9,598 △21	9,577	－
(3)有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	 28 2,343	 29 2,343	 1 －
(4)支払手形及び買掛金 ※１	(8,281)	(8,281)	－
(5)短期借入金 ※１	(2,100)	(2,100)	－
(6)デリバティブ取引 ※２	20	20	－

※１．負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

※２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額218百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ　賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、大阪府・京都府を中心に、賃貸用マンション、店舗及び駐車場を有しております。平成30年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は74百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,807	△40	1,766	1,931

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末時価は、不動産評価鑑定基準又はそれに準ずる方法により算定しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　496円61銭

２．１株当たり当期純利益　26円64銭

Ⅷ　その他の注記

該当する事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**14,066**	**流動負債**	**10,498**
現金及び預金	1,661	受託販売未払金	143
受取手形	23	買掛金	6,870
売掛金	8,313	短期借入金	2,100
商品及び製品	3,049	1年内返済予定の長期借入金	166
前払費用	32	1年内償還予定の社債	500
短期貸付金	300	リース債務	2
関係会社短期貸付金	1,020	未払金	337
未収消費税等	40	未払法人税等	35
繰延税金資産	85	未払費用	61
その他	72	賞与引当金	112
貸倒引当金	△532	その他	168
固定資産	**5,414**	**固定負債**	**2,884**
有形固定資産	**2,528**	長期借入金	166
建物	605	リース債務	2
構築物	33	繰延税金負債	386
機械及び装置	25	再評価に係る繰延税金負債	251
車輌及び運搬具	2	退職給付引当金	1,610
器具及び備品	19	役員退職慰労引当金	143
土地	1,840	その他	324
リース資産	0	**負　債　合　計**	**13,383**
無形固定資産	**157**	（純資産の部）	
ソフトウエア	130	**株主資本**	**4,850**
電話加入権	13	**資本金**	**2,352**
その他	14	**資本剰余金**	**497**
投資その他の資産	**2,727**	資本準備金	497
投資有価証券	2,363	**利益剰余金**	**2,020**
関係会社株式	298	利益準備金	21
長期貸付金	280	その他利益剰余金	1,999
破産更生債権等	649	繰越利益剰余金	1,999
固定化営業債権	828	**自己株式**	**△19**
その他	35	**評価・換算差額等**	**1,245**
貸倒引当金	△1,727	**その他有価証券評価差額金**	**1,013**
		繰延ヘッジ損益	**14**
		土地再評価差額金	**217**
		純　資　産　合　計	**6,096**
資　産　合　計	**19,480**	**負債・純資産合計**	**19,480**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		117,803
売上原価		112,079
売上総利益		5,724
販売費及び一般管理費		5,569
営業利益		155
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	96	
受取賃貸料	124	
貸倒引当金戻入額	69	
その他	31	338
営業外費用		
支払利息	24	
賃貸費用	69	
その他	26	121
経常利益		372
特別利益		
固定資産売却益	1	
債務免除益	65	66
特別損失		
減損損失	29	29
税引前当期純利益		410
法人税、住民税及び事業税	36	
法人税等調整額	28	64
当期純利益		345

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年4月1日残高	2,352	497	497	15	1,707	1,722	△19	4,553
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△68	△68		△68
利益準備金の積立				6	△6	－		－
当期純利益					345	345		345
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					21	21		21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	6	291	297	△0	297
平成30年3月31日残高	2,352	497	497	21	1,999	2,020	△19	4,850

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年4月1日残高	911	5	238	1,155	5,708
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△68
利益準備金の積立					－
当期純利益					345
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	102	8	△21	90	90
事業年度中の変動額合計	102	8	△21	90	388
平成30年3月31日残高	1,013	14	217	1,245	6,096

（個別注記表）

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法を採用しております。
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。
(2) たな卸資産	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。
(3) デリバティブ	時価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置及び運搬具	６～17年
器具及び備品	４～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
また、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を合わせて計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　為替予約
ヘッジ対象　外貨建金銭債権債務及び予定取引

(3) ヘッジ方針　当社は主に内規である「経理規程」及び「輸出入取引に伴う外国為替管理規程」に基づき、外貨建取引について、該当部署が実需の範囲内で個別に為替予約を実施し、全体のポジションは経理部が管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法　ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であり、有効性がおおむね100％であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理　計算書類における未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の取扱いが連結計算書類と異なっており、個別貸借対照表においては、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産

中央卸売市場にて卸売業務を行うための預託保証金として次の資産を担保に供しております。

投資有価証券	28百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　724百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	96百万円
短期金銭債務	510百万円

４．土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行い、評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、当期末の時価と再評価後の帳簿価額との差額は376百万円であります。

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	879百万円
営業費用	6,135百万円
営業取引以外の取引高	51百万円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の総数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	49,491	379	－	49,870
合計	49,491	379	－	49,870

（注）普通株式の自己株式の増加は、全て単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	491百万円
役員退職慰労引当金	43百万円
貸倒引当金	689百万円
賞与引当金	39百万円
関係会社株式	88百万円
減損損失	221百万円
繰越欠損金	511百万円
その他	77百万円
繰延税金資産小計	2,162百万円
評価性引当額	△2,025百万円
繰延税金資産合計	136百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△431百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△437百万円
繰延税金資産の純額	△300百万円

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

１．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社	日本水産㈱	被所有 直接31%	商品の売買 役員の受入	商品の買付	仕入　6,134	買掛金	498
その他の関係会社の子会社	㈱ニッスイ・ジーネット	―	資金の借入	資金の借入	―	短期借入金	200

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．日本水産㈱からの商品の買付については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて行っております。

２．㈱ニッスイ・ジーネットからの資金の借入は、キャッシュ・マネジメント・システムを使用しております。契約期間は１年とし、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

また、取引は同システムにより反復的に行っているため、期末残高のみ表示しております。

なお、担保は提供しておりません。

２．子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	大阪東部冷蔵㈱	所有 直接100%	商品の保管 資金の援助 役員の派遣	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	771
子会社	丸魚食品㈱	所有 直接100%	商品の売買 資金の援助 役員の派遣	資金の貸付	－	関係会社短期貸付金	249

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記両社に対する資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムを使用しております。契約期間は１年とし、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引は同システムにより反復的に行っているため、期末残高のみ表示しております。

なお、担保は受け入れておりません。

２．大阪東部冷蔵㈱及び丸魚食品㈱への関係会社短期貸付金に対し、それぞれ408百万円、112百万円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　444円22銭

２．１株当たり当期純利益　25円18銭

Ⅷ　その他の注記

該当する事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、表示数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月１４日

株 式 会 社 大 水
　取 締 役 会　　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　上　和　範　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲　下　寛　司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社大水の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大水及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月１４日

株 式 会 社 大 水
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　谷　上　和　範　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲　下　寛　司　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大水の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第８３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月15日

株式会社　大　　水　　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　内　山　和　彦　㊞

監　査　役（社外監査役）　百　々　季　仁　㊞

監　査　役（社外監査役）　松　尾　達　二　㊞

以　上


VEGETABLE
OIL INK